

平成24年度長官所長会同配布資料目録

- 1 会同日程
- 2 会同員名簿
- 3 会同席図
- 4 会同進行予定

平成 2 4 年度長官所長会同日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 11 : 00	11 : 00 ～ 14 : 00	14 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
1 3 日 (水)	最高裁判所 長官挨拶 協議	御陪食 事務連絡・昼食	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	10 : 00 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 15 : 20	15 : 20 ～ 17 : 00
1 4 日 (木)	事務連絡	昼食 休憩	拝謁	協議

平成 2 4 年度長官所長会同会同員名簿

東京高等裁判所長官	吉	戒	修	一
大阪高等裁判所長官	佐	々	木	茂 美
名古屋高等裁判所長官	山	崎	敏	充
広島高等裁判所長官	永	井	敏	雄
福岡高等裁判所長官	中	山	隆	夫
仙台高等裁判所長官	一	宮	な ほ	み
札幌高等裁判所長官	山	崎		恒
高松高等裁判所長官	出	田	孝	一
東京地方裁判所長	岡	田	雄	一
東京家庭裁判所長	西	岡	清	一 郎
横浜地方裁判所長	倉	吉		敬
横浜家庭裁判所長	成	田	喜	達

さいたま地方裁判所長	荒	井	勉
さいたま家庭裁判所長	井	上	哲男
千葉地方裁判所長	山	名	学
千葉家庭裁判所長	松	田	清
水戸地方裁判所長	菅	野	博之
水戸家庭裁判所長	本	間	榮一
宇都宮地方裁判所長	綿	引	万里子
宇都宮家庭裁判所長	近	藤	壽邦
前橋地方裁判所長	三	好	幹夫
前橋家庭裁判所長	小	川	正明
静岡地方裁判所長	河	合	健司
静岡家庭裁判所長	竹	花	俊徳
甲府地方・家庭裁判所長	須	藤	典明

長野地方・家庭裁判所長	貝	阿	彌	誠	
新潟地方裁判所長	角	田	正	紀	
新潟家庭裁判所長	高	野	芳	久	
大阪地方裁判所長	二	本	松	利	忠
大阪家庭裁判所長	松	本	芳	希	
京都地方裁判所長	菊	池	洋	一	
京都家庭裁判所長	並	木	正	男	
神戸地方裁判所長	富	田	善	範	
神戸家庭裁判所長	古	川	行	男	
奈良地方・家庭裁判所長	上	田	昭	典	
大津地方・家庭裁判所長	柴	田	寛	之	
和歌山地方・家庭裁判所長	金	子	順	一	
名古屋地方裁判所長	片	山	俊	雄	

名古屋家庭裁判所長	加藤幸雄
津地方・家庭裁判所長	山下郁夫
岐阜地方・家庭裁判所長	安藤裕子
福井地方・家庭裁判所長	石山容示
金沢地方裁判所長	大島隆明
金沢家庭裁判所長	西尾進
富山地方・家庭裁判所長	水谷正俊
広島地方裁判所長	高野伸
広島家庭裁判所長	杉本正樹
山口地方裁判所長	竹田隆
山口家庭裁判所長	三代川三千代
岡山地方裁判所長	水上敏
岡山家庭裁判所長	小川育央

鳥取地方・家庭裁判所長	橋	本	良	成
松江地方・家庭裁判所長	古	田		浩
福岡地方裁判所長	山	口	幸	雄
福岡家庭裁判所長	榎	下	義	康
佐賀地方・家庭裁判所長	森		宏	司
長崎地方裁判所長	横	田	信	之
長崎家庭裁判所長	楠	本		新
大分地方・家庭裁判所長	中	谷	雄 二	郎
熊本地方裁判所長	難	波	孝	一
熊本家庭裁判所長	松	本		久
鹿児島地方・家庭裁判所長	伊	藤		納
宮崎地方・家庭裁判所長	一	志	泰	滋
那覇地方裁判所長	高	野		裕

那 覇 家 庭 裁 判 所 長	高	麗	邦	彦	
仙 台 地 方 裁 判 所 長	田	村	幸	一	
仙 台 家 庭 裁 判 所 長	小	林		正	
福 島 地 方 裁 判 所 長	小	磯	武	男	
福 島 家 庭 裁 判 所 長	佐	藤	公	美	
山形地方・家庭裁判所長	水	野	邦	夫	
盛岡地方・家庭裁判所長	長	谷	川	誠	
秋田地方・家庭裁判所長	石	原	直	樹	
青森地方・家庭裁判所長	長		秀	之	
札 幌 地 方 裁 判 所 長	佐	久	間	邦	夫
札 幌 家 庭 裁 判 所 長	清	水	研	一	
函館地方・家庭裁判所長	山	田	俊	雄	
旭川地方・家庭裁判所長	奥	田	正	昭	

釧路地方・家庭裁判所長 林 圭 介

高松地方裁判所長 小 佐 田 潔

高松家庭裁判所長 岡 原 剛

徳島地方・家庭裁判所長 清 水 節

高知地方・家庭裁判所長 山 田 知 司

松山地方裁判所長 河 邊 義 典

松山家庭裁判所長 大 谷 吉 史

平成24年度長官所長会同進行予定

内 容	提 案 庁	担当局	時 間	備 考
最高裁判所長官挨拶			(第1日目) 9:30～ 9:40	10分
1 3年間の運用の実態を踏まえ、裁判員制度の導入の趣旨に照らし、制度、運用等の面において考慮すべき事項（前半）	前橋地（三好）	刑事局	9:40～10:50	70分
			11:00～14:00	御陪食等 （※1）
（後半）			14:00～14:40	40分 (休憩20分)
2 裁判の運営を支える官職としての書記官の現状と課題	高松地（小佐田）	総務局	15:00～17:00	120分
			(第2日目) 10:00～12:00	事務連絡等 （※2）
			12:00～13:00	昼食・休憩
			13:00～15:20	拝謁等
3 家事事件手続法施行の節目に当たり、家庭裁判所が、国民の信頼を強固にし、高まる社会の要請に応えるために取り組むべき課題	福岡家（榎下）	家庭局	15:20～17:00	100分

（※1）高裁長官 御陪食
地家裁所長 事務連絡（大会議室） 11:10～11:50, 13:10～13:40

（※2）高裁長官，地家裁所長，高裁事務局長への事務連絡（大会議室）

意 見 要 旨

高 等 裁 判 所 長 官
地 方 裁 判 所 長 会 同
家 庭 裁 判 所 長

平成24年6月13日，14日開催

協 議 事 項

- 1 3年間の運用の実態を踏まえ、裁判員制度の導入の趣旨に照らし、制度、運用等の面において考慮すべき事項（前橋地裁）
- 2 裁判の運営を支える官職としての書記官の現状と課題（高松地裁）
- 3 家事事件手続法施行の節目に当たり、家庭裁判所が、国民の信頼を強固にし、高まる社会の要請に応えるために取り組むべき課題（福岡家裁）
- 4 新任判事補の成長支援について考慮すべき事項（札幌地裁）

1 3年間の運用の実態を踏まえ、裁判員制度の導入の趣旨に照らし、制度、運用等の面において考慮すべき事項

(前橋地裁)

(1) 検証の結果明らかにされた裁判員裁判の実態

裁判員制度施行後3年余りが経過した。これまで、裁判員制度は、参加する国民の高い意識に支えられ、国民参加という点では順調に推移しているといえよう。しかし、制度の運用においては、既にいくつかの課題が指摘されている。法律に定められた施行後3年を経過した時点におけるその施行状況についての政府の検討が行われるこの機会に、裁判所としても、様々な観点から実証的な検証を行って3年間の運用の実態を明らかにした上、立法的な手当を要する問題があるのか、運用上の問題は何なのかを見極め、後者については、その内容を十分に吟味して運用の改善を図る必要がある。

そこで、まず、施行後3年間の運用の実態について、裁判員となる国民の視点、手続に携わる法曹の視点、国民一般の視点という三つの異なる視点に立って、いくつかの点について意見を述べる。

ア 裁判員となる国民の視点

～裁判員として参加しやすい制度、運用が実現しているか。

裁判員となる国民の視点からは、裁判員として参加しやすいように、合理的期間内に手続を終え、その生活・経済面、精神面における負担をできるだけ少ないものとする事、裁判員が審理の内容を正しく理解し、評議において十分に意見を述べる事ができるような分かりやすい審理とすること、という二つの面を考慮する必要がある。

まず、生活・経済面における負担についてみると、選任手続においては、事前審査により前倒しの辞退判断が定着するなど、おおむね順調な運用が行われている。ただし、候補者名簿に占める選定者の割合は、全国的にも低い傾向にあるが(平成23年41.7%)、前橋地裁では、平成23年で25.

8%に止まっており、来年度の名簿については記載者数を圧縮したいと考えている。職務従事日数は、平成23年の自白事件の平均値が全国で4日に達し、前橋地裁でも同様にやや伸びる傾向にある。自白事件でも検察官の主張・立証が細かくなっていることが影響していると思われる。同時に、審理内容についても、全国の裁判員経験者に対するアンケート結果を見ると、「審理内容の理解しやすさ」、「法廷での説明等のわかりやすさ」の数値が一貫して低下しており、特に自白事件における検察官のポイントの低下が顕著である。これらの点については、後に触れる。

精神面での負担に関しては、制度施行前から、例えば、凄惨な遺体の写真を見たとか、あるいは、被告人に対して非常に重い量刑を科したといったことを原因として、裁判員が多大の精神的苦痛を覚え、深刻な事態が生ずる可能性が指摘されてきた。しかし、前橋地裁ではそのような深刻な事態の報告は全くなく、全国的には死刑求刑事件の審理も相当数行われたが、最高裁が運用しているメンタルヘルス相談や健康相談の実績をみても、幸いそのような例は報告されていない。

また、メディア等は守秘義務の存在が裁判員にとって大きな心理的負担になっていると指摘するが、全国各地の裁判員経験者の意見交換会においては、守秘義務による負担感はほとんどないとする意見が多く、むしろ守秘義務により守られていると感じるなどとして、その必要性を指摘する意見が少なくないようである。

イ 裁判官、検察官、弁護士等手続に携わる法曹の視点

～裁判員制度導入の趣旨に照らし、訴訟運営、立証活動が、これに沿った適切なものとなっているか。

制度施行前には、模擬裁判を通じ、直接主義、口頭主義に基づく公判中心の審理とそれを可能にする適正で迅速な公判前整理が不可欠であり、「精密司法」と言われた従来の実務を根底から見直す必要があることについて、法

曹三者の共通認識が得られていたところである。しかし、蓄積されたデータを見ると、これまでの運用は必ずしもこうした理念に沿ったものとはなっていない。すなわち、公判前整理手続期間は、裁判官裁判時代の数値を大幅に上回っている。前橋地裁でも同様である。より深刻なのは、審理の在り方であり、裁判員経験者に対するアンケート結果によると、自白事件を含め「理解しやすさ」が年々低下しているが、審理が詳細な主張書面や供述調書等の書面に依存したものとなった結果と推測される。公判前整理手続の長期化や書面依存の審理の原因については、後にまとめて意見を述べる。

評議の在り方については、司法行政の立場では、その実態を直接知ることにはできないが、前橋地裁を含む各地の裁判員裁判に関する判決書を読んでもみると、判断の分岐点を的確に捉えて簡潔に表現するなどあるべき評議が行われたことを示す判決書もあるものの、当事者の主張に対して総花式に応答するなど、事実認定や量刑上の争点についてメリハリの利いた評議が行われたとは思われない判決書も少なくない。そのような評議を行うためには、裁判官が事案のポイントを的確に捉える必要があるが、現状では必ずしも十分に実現されているとはいえない。

ウ 国民からみた裁判員制度

～裁判員裁判の結果を国民はどう受け止めているか。

事実認定や量刑を中心とする裁判員裁判の結果については、更に今後の事例の蓄積を待つ必要があるものの、一部には既に裁判官裁判とは異なる一定の傾向が現れてきたように思われる。例えば、量刑については、覚せい剤取締法違反のように裁判官裁判時代と大きな変化が見られないものもあるが、強姦致傷等においては、実刑の量刑分布が重い方にシフトする傾向がある一方、殺人、傷害致死等において執行猶予の比率が上昇する傾向が見られる。このような変化については、性犯罪の厳刑化を支持する国民の意見もあるようであるが、今後の国民の受け止め方を注意深く見守る必要があるだろう。

国民にとって判決書は分かりやすいものになっているのであろうか。当事者の主張・立証が書面に依存した精密なものとなるにつれて、判決書も詳細化し総花的なものが増えるという経過をたどってきた。司法研修所における議論等を踏まえて、前橋地裁でも改善に努めているが、評議の在り方においても触れたとおり、裁判官が事案のポイントをいかに的確に捉えるかが課題であると同時に、型にはまった判決書スタイルへの回帰や、控訴審を意識して網羅的な記載に陥りがちな傾向が問題であり、更に検討を続けたい。

- (2) 上記のような実態を踏まえ、裁判員制度あるいはその運用について見直したは改善を要する事項

ア 法律、規則等の改正を要する事項はあるか。

いわゆる3年後見直しについて、現在、守秘義務の範囲の縮小や、性犯罪、薬物犯罪を除外するなどの対象犯罪の縮減が話題となっているが、守秘義務については、裁判員経験者の意見や感想をみると、それによる負担を訴えるものは少なく、むしろ必要性を指摘する声が多いようである。また、対象犯罪についても、立証の在り方を一層工夫するなど運用の改善に多くの力を傾けることが先決であり、制度の運用に当たる裁判所の立場において改正を要するとすべき状況にはないように思われる。

- イ 現在の枠組みのもとで、裁判員制度の趣旨に沿った運用の定着を図るために留意すべき事項

論点事項の(ア)、(イ)、(ウ)について意見を述べる。

- (ア) 審理の長期化や書面に依存した審理の増加はなぜ生じているのか。

制度施行前、裁判員裁判においては、主張と証拠を的確に整理し、直接主義、公判中心主義を徹底した審理が行われることが不可欠であることについて法曹三者の間で異論がなかったものの、審理の具体的なイメージを共有するまでには至らなかった。前橋地裁においても、制度を運用するにつれ、裁判員の事件に対する関心度の高さが法廷での補充尋問等で示され

ることも影響してか、自白事件においても、当事者、特に検察官が詳細な供述調書の内容を証明予定事実に盛り込むようになり、そうすると弁護人も細かい主張をするようになって、公判前整理手続が長引く結果になっているように思われる。審理においても、検察官、弁護人が詳細な内容の冒頭陳述要旨を利用するようになり、また、人証調べが行われないことも多く、抄本化してもなお詳細な内容の供述調書が朗読されるなど、裁判員にとって理解しにくい審理が増えたのではなかろうか。しかし、問題は、訴訟の主宰者である裁判所が、どうして当事者のそのような活動をコントロールしようとししないのか、という点にある。当事者、特に検察官が、裁判員裁判の経験を蓄積するにつれて多くの情報を裁判員に提供することを望むようになるのはある意味で当然である。これに対し、裁判所も、評議において裁判員から様々な質問を受けることなどもあって、むしろ検察官や弁護人の意向に沿い、厚めの主張や証拠にしておく方が無難であると考えているのではないか。裁判所がそのようなスタンスを取るならば、当事者の主張・立証が精密化していくことは当然である。裁判官が当事者とともに「精密司法」へ回帰しようとする現象は、裁判官の意識・思考が旧来の枠組みから脱しきれていないことを示していると思われる。

(イ) 第一審の充実の必要性

先の最高裁判決においては、「控訴審が第一審判決に事実誤認があるというためには、第一審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要であるというべきである。」とされた。同判決は、続けて、「このことは、裁判員制度の導入を契機として、第一審において直接主義・口頭主義が徹底された状況においては、より強く妥当する。」と述べている。逆にいうと、裁判員制度の下での第一審と控訴審のあるべき姿を実現するためには、第一審が直接主義、口頭主義に基づきこれまで以上に審理を充実させることが前提とされているものと考え

える。そのためには、裁判員裁判における訴訟の主宰者として当事者に適切に対応することができるよう、裁判官の力量を強化していくことが肝要である。また、かつての控訴審には、最終の事実審として自ら事件に直面して真相を解明しようとする傾向が強かったように思うが、控訴審としても、裁判員制度の下での在り方を確立し、第一審と控訴審との関係を適切に踏まえた審査をすべきものとする。

(ウ) 所長の果たすべき役割

所長としては、自庁における裁判員裁判の運営の実態を的確に把握した上、時機を失することなく、種々の司法行政上の働き掛けをしていく必要がある。実態把握のためには、自庁の統計数値や判決書を見るだけでなく、例えば、これまで十分実態が把握されていないと思われる評議をテーマにして所長も参加して裁判官の研究会を開くことも考えられる。裁判員経験者の意見交換会も、目的意識を持ち話題を選んで開催し、その後の運用改善に役立てる必要がある。

2 裁判の運営を支える官職としての書記官の現状と課題

(高松地裁)

(1) 書記官事務の現状と問題点

書記官は、あらゆる裁判手続に関与し、裁判運営を支える役割を担っている。その職務内容である書記官事務は、裁判運営の在り方とともに変化してきた。近年の多くの法改正により裁判所の機能が拡大してきたことに伴い、書記官事務の範囲も拡大し、その内容も多様化してきたほか、書記官を取り巻く様々な状況の変化の影響を受けて、書記官事務は大きく変容してきている。

このような中で、書記官事務のあるべき姿や書記官の役割の何たるかを端的に把握することは困難になっており、そのために様々な問題が生じているのではないだろうか。

ア 書記官事務の変容とその要因

(ア) 旧来の書記官事務のイメージ

訴訟における旧来の書記官事務の中心は、質的にも量的にも調書作成事務であったのであり、これが書記官事務全体を代表する事務と捉えられていた。書記官が公証官であると言われてきたのも、このことを念頭に置いたものであろう。

(イ) 民事訴訟の書記官事務の変容

民事訴訟の書記官事務は、民事訴訟法の改正やその他の変化の影響を受けて、大きく変容してきた。①争点指向型の審理を実現するために弁論準備手続が積極的に活用されるようになり、審理充実の取組の中で行われていた期日間準備事務が書記官事務として定着し、②争点整理が行われた結果として、人証は絞られ、尋問時間も短縮し、③録音反訳が導入され、逐語調書の供給態勢が格段に増強され、④定員振替を含む書記官の大量増員が継続的に行われる中、民事訴訟法改正後の一定期間はモデル部を中心に民事部に重点的に配置され、⑤進行管理プログラムやMINTASのよう

な事務処理システムが導入されてきた。

これらの結果、単独事件においても録音反訳を利用した逐語調書が作成されるようになり、書記官による調書作成事務は反訳書の校正事務へと姿を変えた。書記官は期日間準備事務として各種書面の提出管理や問い合わせへの対応のほか、和解に関する調整等も行うようになり、モデル部等においては争点整理に積極的に関与する書記官もいた。裁判部の事務官が減少し、書記官の増配置が進む一方、多くの事務官事務がシステムの操作や入力の変務に変わり、これらを書記官が担当するようになった。

このような過程で現実に書記官が担当する事務の幅は広がる一方で、書記官事務に占める調書作成事務の割合は相対的に低下した。書記官事務はその中核を失って拡散してきたといえることができる。

(ウ) 民事訴訟以外の書記官事務の変容

成年後見制度の新設、裁判員制度の導入など、民事訴訟以外にも裁判所の機能を拡大する多くの法改正が行われた。これらの法改正は、当然に書記官事務にも多くの変化をもたらし、これと併行してほとんどの手続にシステムが導入されてきた。このように、書記官事務は、全般にわたって大きく変容してきたといえることができる。

イ 書記官事務の問題状況

書記官事務が多様化して拡散し、多くの法改正を伴って更に変容を重ねる中、最低限の事務の品質を確保するために各種手引きやマニュアルが整備されてきた。書記官はこれらに依拠する傾向を強め、一つ一つの事務の根拠や本来目的とするところを深く意識せず、表面的に事務をこなすようになっていのではないだろうか。以下は、当庁における実情や前任庁での経験に基づく問題意識であるが、各庁ではどのような実情にあるだろうか。

(ア) 民事訴訟の書記官事務

弁論準備手続期日への立会いは、前任庁では、非立会いや選別立会いの

運用が混在していたが、当庁では、同期日に常に書記官が臨席するのが一般的である。その理由は、書記官室に立ち寄らずにラウンドテーブル法廷に直行する代理人が多いことや書記官が期日に臨席することにより期日の内容を共有しやすいと考えていることにあるようである。しかし、当庁では、代理人から期日直前に準備書面等が提出されることが多いこともあり、必ずしもすべての期日で重要な訴訟行為が行われるわけでもなく、期日も短いものとなっているのが実情である。それにもかかわらず、現在の運用について、裁判官と担当書記官との間で突き詰めた議論はされていない。録音反訳を利用した調書の作成において、当庁の録音反訳を担当する業者の初稿にはほとんどミスがないにもかかわらず、多くの書記官が録音データを再生・聴取して校正作業を行っている。事務の能率性を踏まえ、調書の正確性を確保するための方策について、必ずしも共通認識があるとはいえないのではないか。

判決書原稿の点検については、裁判官が判決言渡期日の直前に書記官に原稿を交付する場合があるため、点検のための時間が確保されず、書記官が残業を余儀なくされるなどしている。また、前任庁における経験では、そもそも点検のポイントが裁判官との間で十分共有されておらず、点検の範囲や程度は書記官によって様々であるというのが実情であった。

(イ) 民事訴訟以外の書記官事務

破産事件において管財人が作成する認否予定書や配当表について書記官が点検を行っているほか、不動産執行事件の執行異議や売却不許可の決定のような不定型な決定書の原案を書記官が作成している例もあるが、これらの事務処理が、書記官事務としてどのように位置付けられるかについて、裁判官との間で共通認識が形成されているわけではないと思われる。

(ウ) 書記官事務の実情と指導監督の在り方

主任書記官等の管理職員は、表面的に現場の事務が破綻なく回っている

かどうかに関心を持つものの、書記官事務について指導する際の理念を共有しているわけではない。公証官としての役割を強調する者がいる一方、コートマネージャーとしての役割や裁判官との協働に重きを置く者もいるほか、書記官権限化された事務を強く意識する者もいるなど、自身の育成された時期や経験によって管理職員の力点の置き方は様々である。

一方、これまでのところ、首次席書記官等が、このような状況に問題意識を持ち、管内の管理職員を交えた検討を積極的に行ってきたとはいえないように思われるが、書記官事務の指導目標が組織的に共有されてこなかったことも、その一因となっているのではないか。

(2) 人材面から見た書記官の現状と問題点

あるべき書記官事務の姿が曖昧であるため、これを担う人材としての書記官についても、組織としての共通認識が形成されていないのではないだろうか。

ア 書記官の資質能力

近時の書記官任官者には高学歴の者が多く、一般的には資質能力が高いといわれている。確かに、若い書記官層は概して真面目で法律知識も豊富であり、IT機器にも強く、仕事ぶりも丁寧であるが、一方で、与えられた仕事をこなすことに終始し、調整や当事者対応の能力が十分でなく、優先順位をつけてメリハリのある仕事をすることができない者もいる。

書記官の資質能力は、書記官事務を担う人材としての資質能力であるはずであり、多様化した書記官事務について組織的な共通認識が形成されていなければ、書記官に求められる資質や指導育成において目標とされる能力についての共通認識を得ることはできない。

イ 書記官の意識

昨今、裁判官の認印を経た調書の安易な差替えが書記官の公証意識の希薄化という文脈で問題とされる。このような傾向があるとする、書記官自身が、手続の適正を確保するという調書作成事務の機能や重みを理解せず、惰

性で事務処理をしているのではないか、ひいては、適正な裁判の確保のために書記官事務が果たすべき役割について、裁判官との間で共通認識がしっかりと形成されていないのではないかと懸念される。

裁判事務の過誤や遅滞についても、直接的な原因は別にあるものの、その根底には、書記官として、事務の目的や影響を正しく理解し、それに相応しい事務処理を検討し実践するという意識が希薄になっているのではないかとと思われるものが少なくない。

一方で、書記官の中には、裁判官の行う事務をより高度な事務と位置付け、これに関与することにやりがいを見出す者がいるとの声も聞くが、その根底には、本来の書記官事務が裁判手続において果たすべき役割の重要性を十分に理解していないため、そこに職務としての意義を見出しにくいという問題が潜んでいるように思われる。

もとより、このような書記官の意識の問題には様々な要因が関わっているが、書記官相互間のみならず、裁判官との間においても、裁判手続において書記官事務が果たす役割や意義についての共通認識がないことが根本的な要因となっているのではなかろうか。

(3) 適正迅速な裁判の実現に向けて書記官事務を再構築するための方策

現時点において、事件処理に著しい滞留が生じているなどの問題は生じていないと思われるが、以上に見てきた書記官事務及び書記官を巡る現状に照らすと、裁判において高度に要求される手続の適正が十分に確保されるとともに、これを踏まえた有効な事務が積み重ねられることによって迅速な裁判を実現しているかどうかについて、今一度問題意識を持って見直してみる必要があるのではないだろうか。現状を放置すると、書記官事務及び書記官の拠って立つ基盤の深部に好ましからざる影響が及び、裁判所の組織としての基礎体力を損なうことになるのではないかと懸念を払拭できない。

このような現状は、明確な危機意識を持つことができないまま、様々な要因

による多くの変化が重なってもたらされており、書記官はもとより、これと協働関係にある裁判官において、改めて鮮明な問題意識を共有し、書記官事務の再構築に向けた方策を検討する必要があるのではないだろうか。

ア 書記官事務の整理

書記官事務の現状に照らすと、まずは、多様化して拡散している書記官事務を整理することが必要であろう。前記の書記官の意識の現状に加え、個別の事案や裁判官の審理方針によって内容が定まるという書記官事務の特性を考えると、あるべき書記官事務のリストをマニュアル的に提示する手法が適当であるとは思われない。書記官自身が、裁判官とも協議しつつ、当該事務が裁判手続において果たす役割を見定め、事案に応じた合理的な事務とその遂行の在り方を見出す意識と能力を涵養することを目指すものであることが求められよう。

現在、総務局が進めている書記官事務の整理の手法は、総論として書記官の設置根拠及び権限に関する裁判所法60条の伝統的な理解に基づいて書記官事務の構造を改めて説明し、各論部分で分野別に主要な事務を取り上げて総論の考え方を応用、展開しているものと理解され、書記官の現状に対する問題意識にも合致すると思われる。

イ 裁判官の理解と「協働」の深化

裁判官と書記官は期日前ミーティングを通じて事件の進行について情報を共有している場合が多いが、書記官事務の在り方について具体的な事件に沿った意見交換を行い、同じ認識に基づいて書記官事務が遂行されているとはいえないのではないだろうか。

真に必要な書記官事務が合理的に遂行される状態が確保されることは、書記官の職務意識を保持増進させ、ひいては適正迅速な裁判の実現に資するものであり、裁判官と担当書記官との間でそれぞれの役割の本質を踏まえた真の協働関係を確立することが求められる。

そもそも、書記官事務が裁判事務に不可欠の要素であるにもかかわらず、裁判官に対して、書記官事務の何たるかを組織的に伝える機会が十分に確保されていたとはいえない。多様化して拡散している書記官事務を整理する視点が共有されていない現状では、個々の裁判官にとって、あるべき書記官事務を見出すことは困難な作業であろう。

日々の事件処理に多忙な裁判官が書記官との間で具体的な事務の在り方について議論し、あるべき事務を追求するためには、何らかの形で骨格となる考え方が共有されている必要があるのではないだろうか。

部総括裁判官が、主任書記官と緊密に連携しつつ、陪席裁判官を含めた部全体の執務の状況を適切に把握し、調整をするためにも、裁判官層全体が書記官事務についての共通認識を有している必要があるだろう。

ウ 書記官事務の整理の取組における所長の役割

今後、裁判所全体で書記官事務の姿を共有していくに当たっては、現場で裁判実務を担当する裁判官があるべき書記官事務についての認識を共有し、日常の事件処理の中で議論が積み重ねられていく必要がある。

所長としては、まずは、事務総局の提供する資料を素材として、問題意識を持って管内支部を含めた自庁の現状を的確に把握した上、自庁の現状にも照らし、とりわけ裁判官層に対し、書記官事務を整理し再構築していく意義と重要性を正しく理解させるための働き掛けを行い、裁判の現場で主体的かつ継続的な取組が行われるための基盤作りをしていく必要があると考えている。

他方、各裁判所における取組は、現場の実情に応じた個別の議論が中心となり、その性質上一様なものとはなり得ない。職種や世代をまたがった理解を進め、裁判所全体で書記官事務についての共通認識を形成するためには、最高裁において適時に適切な議論の場を設けるなどして継続的にフォローすることが是非とも必要となろう。

3 家事事件手続法施行の節目に当たり、家庭裁判所が、国民の信頼を強固にし、
高まる社会の要請に応えるために取り組むべき課題

(福岡家裁)

(1) 国民の信頼を強固なものとするために早急に検討すべき事項

ア 裁判所の信用を損なう事務処理の改善

～後見人等の不正行為への対処を題材に

後見人等による財産横領等の不正行為は、管理継続中の事件数の累増に伴って、全国的に後を絶たない状況にある。家庭裁判所としては、事案に応じて専門職を後見人等に選任するなどして不正防止に努めるとともに、不正の兆候を適時に把握し被害拡大の防止のため迅速かつ適切な対応をとることが求められている。しかし、これまでの不正事例を見ると、報告を懈怠した後見人等に対して漫然と督促を繰り返したり、不正行為を把握しながら所要の措置を講ずるのが遅れたりして、被害が拡大した事例が見受けられ、残念ながら福岡家裁もその例外ではない。近時こうした事例で国家賠償請求を一部認容する高裁判決が出されたところであり、このままでは家庭裁判所に対する国民の信頼が損なわれてしまいかねない。成年後見制度の下で保護されるべき被後見人等の財産が家庭裁判所によって選任されその監督下にある後見人等の手で横領されてしまうという事態の重大性に対して、裁判官を始めとする担当職員の認識が不十分であるため、危機意識が乏しかったと言わざるを得ない。

その原因としては、後見監督において、権限と責任の所在が明確でないため、不正の兆候が明らかになっても、自ら果たすべき職責を適切に認識しないまま、対応を人任せにしていまいがちであり、また、旧来の家族観に引きずられて、不正行為を把握しているのに「家庭内の問題であるから穏便に済ませよう」と考えてしまう傾向が見られ、さらに、自己の事務処理が社会からどのように見られているかという視点を形成することを怠ってきたという

点を挙げることができる。

以上の理解を踏まえると、喫緊に取り組むべき課題としては、次のとおり、新たな緊急事務処理指針の遵守の徹底及び事件部と事務局との連携の一層の強化を挙げることができよう。

各庁においては、不正対応場面で、だれが、いつ、何をすべきかを明確にした新たな緊急事務処理指針を定め、本年４月からこれに基づく事務処理を実施しているところである。各職員が、指針に定められた自己の役割を明確に認識し、実行することを通じ、職務意識を高めていくことが重要である。福岡家裁では、職制を通じた日常的な状況把握のほか、首次席書記官の管内出張や管内の後見事件担当者が集まる協議会において指針の趣旨を繰り返し説明するなどし、指針に従った事務処理の定着を図ることとしている。

また、不正対応においては、裁判体による事実関係の把握とこれを踏まえた解任等の措置だけでなく、報道対応や再発防止策の策定、告発や関係職員の処分の要否の検討といった司法行政上の対応をも伴うものであり、事件部と事務局との連携が求められるところ、これまで、事務局の関与は事後的なものであり、かつ、裁判事項への過度の配慮から関与を自重する傾向があったと思われる。しかし、不正対応は、庁を挙げて緊急に取り組むべき局面であるから、事件部と事務局の連携の一層強化を検討しなければならないと考える。福岡家裁では、個別事案についての不正対応の在り方及び告発の要否等を検討するため、不正行為検討委員会（所長、家事部総括判事、事務局長、首次席書記官、首次席家裁調査官等で構成。）を設置し、事件部への助言等を行う態勢を整えている。

もっとも、以上の取組は、いわば対症療法の域を大きく出るものではないというべきであろう。緊急に対応すべき事態が生じた場合に、担当職員が、当然のこととして危機意識を持って臨むという運用を、支部・出張所を含めて定着させ、持続させるためには、その定着を阻む根本的な原因を克服しな

ければならず、所長として更なる取組が求められるのではないかと。

不正対応に関し、喫緊の課題についての取組状況のみならず、適切な運用を持続させるための工夫や所長の役割等についてお伺いしたい。

イ 制度改革の趣旨に沿った運用を実現するために考慮すべきこと
～人事訴訟移管後の処理の長期化傾向への対処を題材に

人事訴訟は、平成16年に家庭裁判所に移管されてから8年を経過した。人訴事件の運用が移管の趣旨に沿ったものとなっているかどうかについては検討すべき様々な課題がある。しかし、人訴事件を運用する家庭裁判所に対する国民の信頼確保という観点からは、まず、審理期間の長期化と未済事件の滞留傾向を問題にしなければならない。人訴事件の審理期間は、家庭裁判所に移管されてから、移管前の平成15年の審理期間を超える水準で推移し、特に財産分与の申立てがある離婚請求事件については長期化傾向が顕著であり、手続段階別にみると争点整理段階が長期化しており、福岡家裁でも同様の傾向がみられる。その原因としては、期日管理や納期意識の甘さに加え、財産分与の申立てを伴う場合には、財産情報の開示に関し、五月雨式にされる探索的な調査嘱託に適切な対応ができないなどのため、その主張整理、証拠整理に時間を要することが挙げられる。このほか、担当裁判官の中には民訴事件を担当した経験の少ない若手裁判官もいるため漂流型の進行となりがちであるとか、他事件との兼務や担当の順転により中核となる裁判官がいななどの指摘がされることもあるが、これらの事情は移管後に新たに生じたものではないし、直ちに長期化と結びつくものでもない。そもそも離婚請求事件は、古くからある訴訟類型であり、争点が限られている上、事実認定や法律解釈に特段の困難を伴うものともいい難いから、審理上の工夫によって処理の迅速化を図ることが可能といえるのではないかと。例えば、五月雨式にされる調査嘱託についていえば、一定の審理ルールを定めることによる対応等が幾つかの文献において紹介されているところであり、このような工夫例

の実践を手掛かりとして改善を図っていくことが考えられよう。

もとより、長期化傾向は全国レベルの話であって、審理期間の動向や長期化の原因は庁ごとに異なる。まずは所長において、自庁の処理状況を分析した上、実情を詳しく把握することが先決であり、その結果を踏まえて、必要な司法行政上の方策を検討する必要があるだろう。福岡家裁では、財産分与の前提となる財産の有無・内容の調査等を改善するために、その在り方を人訴手続検討委員会において継続的に検討することとしている。このほか、先進庁の取組を参考にするため、高裁管内で人訴事件担当者の協議会を実施していただくことも有益であろう。また、人訴事件への弁護士との関与率（平成22年は58.6%の事件で双方に弁護士あり。）が過払金等を除く民事第一審訴訟（同40.1%）よりも高い一方で、関与する弁護士が必ずしも人訴事件に精通せず、家庭裁判所と運用イメージを共有できていないという実態を踏まえ、弁護士会との間で協議会や勉強会を実施することにより、先に述べたような一定の審理ルールを弁護士に浸透させることも考えられる。

(2) 社会の要請に応えうる実務運用を確立するために検討すべき課題

ア 家庭裁判所の変革に向けた議論の蓄積とこれまでの取組状況

家庭は社会を写す鏡であり、社会の様々な問題が家庭の有り様に凝縮して現れることから、家庭裁判所が、社会の変化を敏感に感じ取り自発的持続的に運用改善を図っていく姿勢を持つことが重要であり、その実現に向けてこれまで議論を重ねてきた。

福岡家裁においても、裁判官との昼食会や幹部職員との定例会等様々な機会を捉えて、事件の処理や関係機関との協議会等を通じて社会のニーズと事務処理の在り方とのギャップの把握に努めるよう伝えてきたが、内部から聞こえてくるのは、例えば、調停において当事者が主体的に関わることを望んでいるとか、司法的判断を踏まえた解決を望む者が増えているといった、従来確認されてきた内容のものにとどまっているし、その対応としても、遅れ

ばせながら、この4月から申立書の写しの送付の試行に入って手続の透明性向上を図るなどした程度で、必ずしも十分なものとはなっていない。

むしろ、先に述べた後見監督事件における不正対応の甘さや人訴事件の長期化傾向のように、社会のニーズとおよそ乖離した状態が長らく続いているにもかかわらず、そのギャップを十分把握できず、事件処理の速やかな改善に繋げることができなかった点については、忸怩たる思いがある。

家庭裁判所が、社会の変化と実際の事件処理の在り方とのギャップをしっかり把握していれば、職権性や裁量性といった家事事件の手続の特徴を活かして、当事者の手続保障や手続の透明性の向上を図りつつより納得性の高い手続運用への改善を行うこともできていたはずであるのに、実際には決して十分ではなかった。このように考えると、後見監督における不正対応や人訴事件における問題状況と従前の調停・審判事件の運用上の問題状況は、これら全てに通底する家庭裁判所の体質ともいうべき根深い問題の発露であるということができるのではないか。

イ 家事事件手続法の施行を契機に、その趣旨を受け止めて、今後の自発的で持続的な改革につなげていくための方策

このように家庭裁判所の改革は道半ばというところであるが、今回の家事事件手続法の施行はその重要な契機となるものということができる。単に家事事件手続法で定められたところを最低限遵守すれば事足りるというものではなく、今回の法改正の背景にある社会のニーズというものを十分受け止めた上で、これを機に、例えば調停運営において、当事者に予測可能性を持たせながら権利主体として関与できるようにするといった運用見直しを推進していくなど、紛争解決機能の強化に向けた合理的な事件処理を目指して、持続的な改革に取り組んでいかなければならない。

福岡家裁では、これまで新しい手続法の施行に向けたプロジェクトチームを組織して準備を進めてきたが、裁判官をはじめとする幹部職員のリーダー

シップが必ずしも十分発揮されてこなかったことは否めない。所長として、家庭裁判所の現状の問題点や今後目指すべきところなどについて、様々な機会を利用して分かりやすく伝えていきたい。また、よりよい手続運用を目指した取組を持続させていくためには、取組の成果を実務での実践を通じて検証し、その結果を踏まえて更に改善に取り組んでいくという態勢を構築していくことが必要であろう。その際には、端的に利用者サイドの声を聞くことがよい刺激になって意識改革にもつながると思われるので、利用者の代理人として家事・人訴事件に携わっている弁護士との定期的な意見交換の場を設定することが有益な方法の一つと思われる。

家事事件手続法の施行を契機に、今後の自発的で持続的な家庭裁判所の改革につなげていくために、所長は、明確なビジョンを示しつつ、具体的な態勢作りをリードしていく立場にある。是非他庁での取組状況や所長の役割等についてご意見を聞かせていただき、参考としたい。

4 新任判事補の成長支援について考慮すべき事項

(札幌地裁)

(1) 新任判事補にどのような成長を期待するか。

ア 近年の新任判事補の実情

(ア) 法科大学院教育を経て1年の修習を終えて任官した新任判事補も新60期から新64期まで相当数に及ぶようになった。新しい養成過程を経てきた新任判事補の資質、能力を従来の新任判事補と比較しても遜色がないといえることができる。修習中に判決起案を経験することが少なくなったこともあり、任官時における起案能力は従来より落ちていると思われるが、その後、短期間でレベルの高い起案をするようになる者も少なくない。引き続いて相当期間指導を要する者もあり、個人差が顕著に見られるが、成長の程度や速度に個人差があることは当然であり、各判事補の個性に目配りしながら成長を見守る必要は以前と変わらないであろう。

(イ) 新任判事補の執務状況を見ると、仕事は裁判所ですするというスタイルの者が多い。また、民事部配属の者は、平日夜遅くまで在庁し、週末も土、日のいずれかは登庁するという者が多い一方、刑事部配属の者は、裁判員裁判で集中的な執務を要するときを除き、平日の在庁時間は長くなく、土、日も原則として登庁していないようである。

新任判事補のこうした執務状況や配属部による差異は、判事補10年の間に任地も担当事務も変わりながら様々な経験をしていくことからすれば、直ちに問題とする必要はないと考える。しかし、週末も登庁するなどして、精神的に事件処理に追われた状態が続くと、社会の状況に対する関心が薄れ、一般的な教養を身に付ける余裕がなくなるおそれがある。所長としては、新任判事補の執務状況に関心を払い、事件処理を離れて読書や趣味に充てる時間を生活の中に組み入れるようにアドバイスする必要があるだろう。

(ウ) 所長は、人事に関する事務を適切に行うためにも新任判事補の状況を把

握する必要があるが、新任判事補が日常的に情報収集されていると感じるような方法をとることは避けるべきであろう。部総括及び首次席書記官と接する機会を活用して新任判事補の状況について聞くというのが主な状況把握の方法ではあるが、各種の研究会、部会、昼食会及び折々の懇親会など、所長が新任判事補と会う機会には事欠かないので、折に触れて直接話し合う機会を持って、新任判事補がどのようなことを感じているのかをつかむように心掛けることも有用と思われる。

このようにして状況を把握した結果、課題と考えられる点については、新任判事補の自律的な成長をサポートするという観点から、単に評価書に記載するのみならず、人事評価の面談の機会にこれを提示し、どのような裁判官として成長したいと考えているのか、そのためにはこの課題をどのように克服していくべきか、という問題意識を持たせて自ら考えることを促す必要がある。このような、成長をサポートする実質的な面談を行うには、所長としても十分な準備をすることが求められよう。

イ 新任判事補の成長を考えるに当たって留意すべきこと

(ア) 裁判官の基本的な職責は、担当した事件に誠実に向き合って、適正な手続のもとで、早期に事件の核心をとらえ、妥当な判断を示していくことにある。新任判事補がこうした職責をしっかりと果たすことのできる裁判官に成長するように支援していきたいが、新任判事補の成長にとっては、各自が担当事件に主体的かつ積極的に取り組んでいくことが重要なことであり、支援する側としては、前述の起案能力の向上の個人差も含め、成果をあげることを急がせることなく、判事補の10年の期間における成長を長い目で見ていくというメッセージを伝えていくべきである。殊に新任判事補の期間には、具体的な知識や技術的側面よりも、裁判官としての執務姿勢や心構えを身に付けることに力点を置くべきであると考え。このためにも、記録をよく読んだ上で充実した合議をし、合理的な期間内に妥当な

結論を出して事件を処理していくという訓練を重ねることが必要である。こうした点からいえば、担当させる事件は多様であればよいというものではないと考えられる。様々な事件を適切に合理的な期間内に処理していくために求められる幅広い実務経験や専門的な知識も、10年かけてじっくりと培えばよいであろう。当庁では、民事と刑事の双方の経験をさせるようにしているが、このような方法をとるかどうかは各庁の実情に応じた検討にゆだねてよいものとする。刑事部の左陪席は、民事部の左陪席と比べると担当事件数は少ないが、裁判員裁判において、裁判員と接しながら、法廷で集中して証拠を検討して心証を形成した上で評議に臨み、その後に短時間で簡潔にまとめた判決起案をするなど、裁判官としての力量を身に付けるためのよい機会を持つことができ、学ぶべきことは豊富にあると考えられる。

(イ) 新任判事補の配属庁の規模は様々であり、また配属部が民事部であるか刑事部であるかによって具体的に経験する内容は大きく異なったものになる。新任判事補の中には、同期の者との経験内容の相違に関して焦りを感じることもあるようである。所長としては、機会あるごとに、配属部においてじっくりと基本的な力量と執務姿勢を培うことが将来の成長の基礎となることをアドバイスし、理解させる必要がある。

(2) 新任判事補の成長支援の態勢

ア 配属部の部総括裁判官に期待される役割

(ア) 新任判事補の成長支援の中心が配属部におけるOJTにあり、部総括が果たすべき役割が大きいことは異論のないところであろう。部総括からは、新任判事補の中には、どういう結論を出すのがよいのかを聞こうとしたり、述べる意見が間違っていることを指摘されることを避けようとする者や、安易に形式的な考えで物事を解決しようとする傾向を持つ者がいるという指摘もある。そのような問題点をどのように当該新任判事補に提示し、そ

の克服をどのようにOJTで支援するかを考えるには、部総括において、短期的な事件処理促進の視点だけではなく、長期的な判事補の成長支援の視点を持つことが不可欠である。所長としては、判事補の成長支援についての基本的な考え方や部総括に期待される役割などについて、部総括と十分に意見交換をして共通認識を形成するよう、面談の機会などをとらえて部総括に積極的に働きかける必要があるだろう。

- (イ) また、新任判事補が事件処理に埋没することなく、人格の陶冶や幅広い教養を修得しようという意欲を持つ上でも、部総括及び右陪席の果たす役割は大きいと考えられるが、部総括側においてもこうした意欲を持っているかどうかについては個人差が大きい。所長は、部総括と接する機会に、様々な話題を向けてアドバイスをしていくとよいと考える。

イ 配属庁全体での支援

新任判事補については、組織体としての裁判所の動きを把握させたり、職場のチームリーダーとしての裁判官の役割を自覚させるためにも、配属部に限らず、配属庁全体で成長を支援していくことも重要である。

所長は、部総括と連携して、新任判事補に対し、書記官室との関係を保つことや若手事務官の勉強会に力を入れていくことを勧めたり、研究会や勉強会の機会を活用して配属部以外の裁判官や職員と交流を持つ機会を持つように示唆したりすることが考えられる。更に、一般職の仕事ぶりを冷静に評価して組織としての裁判所が充実した業務を遂行し得るように配慮していくことの重要性を指摘して、組織を運営していく能力を修得させていく必要もあると考える。また、所長と懇談する機会等において、現在裁判所で課題となっていることを伝えていくことも重要なことであろう。

(3) 小規模庁における成長支援

ア 小規模庁の利点と課題

- (ア) 新任判事補の配属庁が拡大し、相当数の者は同期が本人以外にはいない

小規模庁に配属されるようになっている。

新任判事補の小規模庁への配属のメリットとしては、多様な裁判事務を経験し、裁判官及び一般職と濃密な人的接触を持つことができ、組織としての裁判所の運営に関与しているとの実感を持つ機会があることなどをあげることができる。新任判事補には、こうしたメリットを認識させる必要がある。大規模庁に配属された者と比較し、経験する事件数等の差に不安を述べる者がいる場合には、判事補10年をトータルに考えた長い目で成長を考えていくべきものであることを説明し、焦ることはないというメッセージを伝えていくべきである。

- (イ) 新任判事補の成長にとって同期との接触は一つの刺激にはなるが、やはり自分で目指すべき裁判官像に向けて努力することに尽きるであろう。

なお、札幌高裁管内では、本年2月に函館地裁及び旭川地裁の各新任判事補に札幌地裁の医療集中部等の実際を学んでもらう機会を提供し、その際、札幌地裁の新任判事補も出席して札幌高裁長官を囲む座談会及び懇親会を持った。

イ 先輩裁判官としての所長の役割

所長は、司法行政を担う立場からだけでなく、先輩裁判官として新任判事補の成長支援のために働きかけるべき立場にある。しかし、所長が新任判事補の指導に直接乗り出すことは、部総括との関係や、新任判事補は主体的、自律的に成長すべきものとの観点から見て問題が多いと思われる。この点に注意を払う必要はあるが、部総括には若い判事も多いことから、一先輩として経験談を交えながら新任判事補と語り合う機会を持つことも有用であろう。

平成 2 4 年 6 月 1 3 日

高 等 裁 判 所 長 官
地 方 裁 判 所 長 会 同
家 庭 裁 判 所 長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

情報、通信手段の飛躍的発達、金融、経済、産業構造の変化などにより、我が国を取り巻く環境は急激に変容してきています。東日本大震災から既に1年余りが経過しましたが、被災地の住民や自治体、国その他の関係機関の努力にもかかわらず、未だ復興の具体的な姿は見えてきません。原子力発電所の事故は、今なお住民の生活のみならず、国全体のエネルギー政策にも深刻な影響を及ぼしています。こうした不透明な状況の下で、既成の価値観や社会の在り方についても様々な疑問が呈され、伝統的な問題解決の方法だけでは対処し得ない事態が生じてきているように思われます。司法の場においても、相対立する二当事者の関係には必ずしも還元されない多面的な意見や利害の対立を内包した困難な紛争が少しずつ増加してきています。また、これまでも指摘してきたところですが、高度に専門化し、あるいは複雑化した事件も増えております。これらの問題について従来の司法判断の手法だけで対応していくことは困難になってきているように思います。それぞれの事案について、問題の本質を的確に把握し、必要十分な検討を加

え、適切な判断を行うことができるような方策を検討していかなければなりません。

同時に、どのような方策を講じようと、裁判は人によって運営されることに変わりはありません。この困難な状況の下で、適正で迅速な裁判を実現し、国民の信頼を確保していくためには、裁判官各人が、広い視野と優れた専門的知識を身につけていかなければなりません。特に若い裁判官には、今後の裁判の中核を担う者として、時代の変化に対応する柔軟な思考力と厳しい職責についての自覚を涵養していくことが期待されます。

裁判員制度の施行から3年余りが経過し、この間の実績について検証を行うべき時期にきております。これまで約3900件の事件が審理され、約3万人の国民が裁判員、補充裁判員として参加されました。総じていえば、参加する国民の高い意識、誠実さに支えられ、順調な運営がされてきたといえることができます。何よりも、裁判員を務めた国民の大多数が、これを得難い貴重な経験として高く評価していることは、この制度が国民に受け容れられ、定着していくことを十分に期待させるものと言えましょう。制度を運営する裁判官はじめ法曹の側には、経験を積み重

ねるにつれ、従来のような網羅的な主張が増加し、書面への依存度が高まってきているなど課題が少なくありませんが、裁判員制度は、あくまで国民の理解の上に運営されるものであるという制度の原点に立ち返り、検証の結果と誠実に向き合い、改善に努めていくことが大切です。

家庭裁判所の在り方についても大きな変化が生じています。社会の最小単位として家庭が重要であることはいうまでもありませんが、時代とともに、家庭を構成する個々人の権利、法的利益の重要性が強く認識されるようになってきました。施行を来年に控えた家事事件手続法は、このような意識の変化に対応し、それにふさわしい手続を実現しようとするものです。家庭裁判所はこのような時代の要請を的確に受け止め、手続全般について合理的な実務を確立していかなければなりません。成年後見制度についても、後見人による財産横領等の不正行為が後を絶たないという状況が続いています。被後見人の財産の保護の重要性を改めて確認し、後見監督事務の処理態勢について見直していくことが不可欠です。

裁判官とともに裁判の運営を支える裁判所書記官の職務も、裁判に関する公証を中心とした事務から広く裁判の適

正、円滑な進行を図る総合的な事務へと大きく変化してきました。特に施行以来今日まで円滑な裁判員裁判の実施に果たしたその役割には極めて大きなものがあったと思います。裁判所書記官が裁判部の一員としてその役割を十全に果たすためには、多方面に及ぶ書記官事務の現状を的確に把握した上、他の多くの職種との連携を図りつつ、庁全体として最も合理的に事務が遂行されるよう検討を重ねていくことが重要です。

厳しい状況の中、社会生活全般の安定を保障し、復興、再生の基盤を確保する上で司法の果たす役割は、極めて重いものがあります。裁判所職員の一人一人が、改めて司法に対する国民の期待と信頼に思いを致し、誠実かつ真摯な職務遂行を心掛けていただきたいと思います。

以上をもって、私の挨拶といたします。

平成24年度長官所長会同協議結果概要

6月13、14日の両日にわたり、最高裁判所において、高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同が開催された。協議事項は、①3年間の運用の実態を踏まえ、裁判員制度の導入の趣旨に照らし、制度、運用等の面において考慮すべき事項、②裁判の運営を支える官職としての書記官の現状と課題、③家事事件手続法施行の節目に当たり、家庭裁判所が、国民の信頼を強固にし、高まる社会の要請に応えるために取り組むべき課題、であり、これらの事項について活発かつ幅広い意見交換がされた。その概要は、以下のとおりである。

1 3年間の運用の実態を踏まえ、裁判員制度の導入の趣旨に照らし、制度、運用等の面において考慮すべき事項

裁判員制度は、制度施行から3年が経過し、その実施の状況について検討を加える時期となっている。これまで、参加する国民の高い意識に支えられ、国民参加という点で裁判員制度は順調に推移してきたものの、現状では、なお詳密な主張立証がなされ、審理で書面が多用されるなどの傾向が見られ、制度導入の際に目指していたような「分かりやすい審理」が実現できていないとの指摘があった。

このような現状の背景には、裁判官において、裁判員の視点に立つ姿勢が十分でなく、具体的な事件になると従来の法律家中心の発想から脱却できず、当事者の網羅的な主張立証や書面利用を許容しているのではないかと指摘があり、裁判官自身が裁判員制度導入当初の理念に立ち返らなければ、従来の精密司法に回帰する危険があるのではないかという問題意識が示された。そして、初めて刑事裁判に参加する裁判員が十分に審理を理解するためには、事実認定及び量刑判断に必要な核心部分に審理の焦点を当て、裁判員がその核心部分の実体に触れることができるよう、自白事件であっても関係者から直接法廷で話を聞くことの重要性が改めて確認された。

控訴審の裁判官においても、裁判員制度の下では、控訴審は事後審であるとの原則がより強く妥当することについては異論がないものの、裁判員制度の理念に沿った控訴審の審理が個別の事件において十分に実践できているかを問う意見があった。これを踏まえ、控訴審と第一審の裁判官が裁判員裁判の審理のあり方について認識を共有する必要があるとの指摘がされた。

そして、裁判員制度導入の理念に立ち返った審理が実現できるよう、司法行政面から支えていくことの重要性についても共通認識が得られた。

2 裁判の運営を支える官職としての書記官の現状と課題

従前の書記官事務は供述調書作成事務を中核とするものと理解されていたところ、録音反訳制度の導入や現行民事訴訟法に基づく争点指向型の審理の定着によって供述調書作成事務が質量共に変化してきたことに加え、司法制度改革期を中心として多くの手続法改正が行われたことによって書記官事務は多様化してきた。また、これまで事件増に対応するため事務官の定員を書記官に振り替えるなどして書記官の大幅な増員を行ってきたが、これに伴って裁判所の職員構造も変化してきており、システム化の進展も相まって、書記官が担うべき職務の内容は大きく変化してきた。このような裁判所を取り巻く構造的な変化を要因として、書記官事務が全体として変容してきたことが確認された。

他方、裁判実務の現場では、同種の書記官事務が大きく異なる態様で行われていたり、逆に事案の個別性や裁判官の審理方針に応じて柔軟に行われるべき事務が統一的に行われていたりするという実情もあるとの指摘がなされた。また、人材としての書記官の一般的な知識・能力のレベルは高いと考えられることについて認識が共有されたが、マニュアルやシステムに依存して事務を処理する傾向が強まっているため、事案や状況に応じた柔軟な事務処理を行うことができていない実情もあることが指摘された。さらに、裁判運営の中で常に書記官事務に影響を与える立場にある裁判官が、書記官事務の在り方について深く意識しないまま、書記官に対する職務上の指示を行ってきた実情があることについても指摘された。

そして、これらの実情の背景には、書記官事務が変容してきた中で、現在のあ
るべき書記官事務の姿について、書記官自身や管理職員はもとより、書記官事務
に関わりを持つ裁判官や家庭裁判所調査官といった職種を含めた裁判所全体で共
有することができていないという問題があるのではないかと認識が示された。

このような問題を解消するための方策として、裁判所全体であるべき書記官事
務の姿を把握する取組が必要となるところ、書記官事務は長い期間をかけて様々
な要因によって変容してきたものであることから、基本的な視点を共有して継続
的な検討を重ねる中で、様々な裁判手続における書記官事務の特徴を踏まえた整
理を試み、時間をかけて共通認識を形成していく必要があることが確認された。

3 家事事件手続法施行の節目に当たり、家庭裁判所が、国民の信頼を強固にし、 高まる社会の要請に応えるために取り組むべき課題

家族の有り様が大きく変化し、国民の権利意識が高まる中、国民が家庭裁判所
に期待する機能も変わってきているが、これまで家庭裁判所が期待される機能を
十分に発揮してきたとはいえないのではないかという観点から、家庭裁判所にお
ける事件処理の現状と課題について、後見人等の不正行為への対処等を題材とし
て議論がされた。

具体的には、まず、後見人等の不正行為への対処について、不正行為に及んだ
親族後見人等への対応に厳正さを欠く事例が見られるなどの現状を踏まえ、その
要因や課題として、「家庭内の問題である」として厳しい対応を控える姿勢があ
ること、自己の果たすべき役割についての各職種の認識に不十分な面があり、と
りわけ裁判官は認識をより高める必要があることなどの指摘がされるとともに、
このような現状は早急に改善する必要がある、その前提として、日頃から、所長
が自庁の実情を把握しておくことの重要性が確認された。また、人事訴訟事件の
迅速な審理を妨げる要因についても議論が交わされ、計画的な審理が十分に浸透
しておらず、権利意識の高まりにより当事者の主張立証が複雑化、精密化するこ
とに対応した審理方法の改善策の検討が不十分ではないかなどの見解が示された。

さらに、家事調停・審判全般については、現行法下でも、運用上の工夫により手続の透明性を求める国民のニーズに応えることができたはずであるのに、このような取組が必ずしも十分でなかった等の指摘がされた。

その上で、裁判官を始めとする職員は、当事者の権利意識の高まり、家族構成の変化や家族関係の希薄化、少子高齢化の進展といった社会の変化を的確に捉えて事件処理を行う必要があること、国民の期待に応えて家庭裁判所の紛争解決機能を強化していく上で、家事事件手続法の施行をその重要な契機と捉えて、家事事件全般について今後運用改善に向けた取組を継続していく必要があること、そのためには所長の積極的なリーダーシップが重要であることが確認された。